

## 発注仕様書 (大都市の例)

### しゅん工時性能確認試験に関する部分を抜粋

#### 1.4.1.4

##### 予備性能試験

###### (1) 予備性能試験方法

請負者は、性能試験の前に順調かつ安定した連続運転ができるよう、予備性能試験を実施する。

###### (2) 予備性能試験要領

請負者は、試験内容及び運転計画を記載した予備性能試験要領書を提出し、組合の承諾を得た後、試験を実施する。

###### (3) 予備性能試験成績書の提出

請負者は、予備性能試験成績書を性能試験前に3部提出する。

#### 1.4.1.5

##### 性能試験

###### (1) 請負者は、引渡しに先だって、施設全体としての性能及び機能を確認するため、監督員立会いのもとに性能試験を実施する。

###### (2) 試験方法

性能試験は、定格運転及び軽負荷運転について実施する。

###### ① 定格運転

ア. 試験当日の1日前からほぼ全炉定格運転に入るものとする。

イ. 特記仕様書に示すごみ質及び実施設計図書の焼却能力曲線に見合った焼却量を確認するため、各炉連続12時間以上の計測を実施する。

ウ. 灰溶融炉及び灰処理設備は、試験当日の1日前からほぼ全炉定格運転に入るものとし、溶融能力及び処理能力を確認するため、各炉連続12時間以上の計測を実施する。

###### ② 軽負荷運転

低質ごみでの能力を確認するため実施する。

ア. 焼却炉1基毎に低質ごみ相当での試運転を行う。

イ. 実施時間は、12時間以上とする。

###### (3) 性能試験要領

請負者は、試験内容及び運転計画を記載した性能試験要領書を提出し、組合の承諾を得た後、試験を実施する。

###### (4) 性能試験項目と実施方法

① 定格運転時の性能試験は、「表 1.4-1 性能試験の項目と方法」により実施する。

② 軽負荷運転時の性能試験は、「表 1.4-1 性能試験の項目と方法」に示す項目番号のうち「1」、「2」、「3」、「9」について実施する。

- ③ 性能試験における試料の採取、計測、分析、記録等は、請負者の所掌とする。
- ④ 試料採取の時刻は、監督員の指示による。

(5) 計測及び分析機関

性能試験における試験項目についての計測及び分析の依頼先は、法的資格を有する第三者機関とする。また、ダイオキシン類の分析は、国が行う精度管理指針に基づき、適切に精度管理が行われ、計量法に基づく認定を受けている機関で実施する。

ただし、特殊な事項の計測及び分析については、組合の承諾を得て、適切な機関に依頼することができる。

(6) 性能試験成績書の提出

請負者は、性能試験終了後、性能試験成績書を引渡し前に3部提出する。

#### 1.4.1.6

##### その他測定

その他の測定は下記による。

(1) 「1.4.1.5 性能試験」(1)に準ずる。

(2) 測定方法

「1.4.1.5 性能試験」(2)①定格運転と同時に実施する。

(3) 測定要領

「1.4.1.5 性能試験」(3)に準ずる。

(4) 試験項目と実施方法

「表 1.4-2 その他測定の項目と方法」による。

(5) 計測及び分析機関

「1.4.1.5 性能試験」(5)に準ずる。

(6) その他測定成績書の提出

「1.4.1.5 性能試験」(6)に準ずる。

#### 1.4.2

##### 教育訓練

###### 1.4.2.1

###### 教育訓練

請負者は、工場に配置される職員に対し、操業に必要な設備機器の運転、管理、取扱いについて、「1.4.2.3 教育訓練計画書」及び「1.4.2.4 教育訓練用運転手引書」に基づき、十分な教育訓練（法定検査のための訓練を含む。）を行う。

###### 1.4.2.2

###### 実施期間

試運転期間中に実施する。

###### 1.4.2.3

###### 教育訓練計画書

請負者は、予め教育訓練のための計画書を提出し、組合の承諾を得る。

###### 1.4.2.4

###### 教育訓練用運転

###### 手引書

請負者は、運転手引書を教育訓練開始前に提出する。

内容及び提出部数は下記による。

(1) 内容

- ① 施設概要説明書
- ② 主要機器の取扱説明書
- ③ 施設運転説明書

表 1.4-1 性能試験の項目と方法

番号	試験項目	保証値	試験方法	備考
1	ごみ焼却能力	設計図書に示すごみ質の範囲において、実施設計図書に記載された焼却能力曲線以上とする。	(1) ごみ分析法 ① サンプリング場所 ホッパステージ ② 測定頻度 2時間ごとにサンプリングを行う。 ③ 分析法 「昭 52.11.4 環整第 95 号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知」によるごみ質の分析方法に準じたもので、監督員が指示する方法による。 (2) 焚却能力試験方法 組合が準備したごみを使用して、設計図書に示すごみ質の範囲において、実施設計図書に記載された焼却能力曲線に見合った焼却量について試験を行う。	
2	灰の熱しやく減量	5%以下 ただし、ごみの組成が標準として提示したものとかなり相違する場合は協議する。	(1) サンプリング場所 灰搬出装置 (2) 測定頻度 2時間ごとにサンプリングを行う。 (3) 灰分析法 「昭 52.11.4 環整第 95 号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知」によるごみ焼却施設の焼却残さの熱しやく減量の測定方法による。	
3	ばいじん	0.01 g/m <sup>3</sup> N (乾きガス)以下 酸素濃度 12%換算値とする。	(1) 測定場所 ろ過式集じん器出口及び煙突において監督員の指定する箇所。 (2) 測定回数 3回/箇所以上 (3) 測定方法は「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下「環境確保条例」という)」による。	
	いおう酸化物 塩化水素 窒素酸化物	10 ppm以下 10 ppm以下 13.07 m <sup>3</sup> /時以下、かつ 50 ppm以下 酸素濃度 12%換算値とする。	(1) 測定場所 ① いおう酸化物及び塩化水素については、ろ過式集じん器の入口及び煙突において監督員の指定する箇所。 ② 窒素酸化物については触媒反応塔の入口及び煙突において監督員の指定する箇所。 (2) 測定回数 6回/箇所以上、ただし、窒素酸化物の総量値測定について別途協議する。 (3) 測定方法は「環境確保条例」による。	吸引時間は、60分/回以上とする。
	一酸化炭素	30 ppm(乾きガス)以下 酸素濃度 12% 换算値の 4 時間平均値とする。	(1) 測定場所 ろ過式集じん器出口以降において監督員の指定する箇所。 (2) 測定回数 連続測定 (3) 測定方法 JIS K 0098 による。	
	水銀	0.05 mg/m <sup>3</sup> N(乾きガス)以下 酸素濃度 12% 換算値とする。	(1) 測定場所 ろ過式集じん器の入口及び煙突において監督員の指定する箇所 (2) 測定回数 6回/箇所以上 (3) 測定方法 JIS K 0222 による。	吸引時間は、60分/回以上とする。

3	排ガス	ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> 以下 酸素濃度 12%換算値とする。	(1) 測定場所 煙突において監督員の指定する箇所。 (2) 測定回数 2回/箇所 (3) 測定方法 JIS K 0311による。	
		白煙温度条件	「6.9.1 排ガス洗浄処理装置」で規定する条件で煙突破口で白煙を生じないこと。	ビデオカメラ、外気温度・湿度記録計による。	
4	放流水	下水道法、東京都下水道条例及びダイオキシン類対策特別措置法による規定物質	下水道法及び東京都下水道条例による下水排除基準、ダイオキシン類対策特別措置法による水質排出基準による。	(1) 測定場所 放流水出口付近 (2) 測定頻度 2時間ごとにサンプリングを行う。 (3) 測定方法 「下水の水質の検定方法に関する省令」による。	
5	溶融飛灰・飛灰固化物	アルキル水銀 水銀 カドミウム 鉛 六価クロム ヒ素 セレン	昭 48.2.17 総理府令第5号「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令」のうち、埋立処分に係る判定基準別表第6による。	(1) サンプリング場所 飛灰処理コンベヤ、汚泥脱水機等の出口付近。 (2) 測定頻度 2時間ごとにサンプリングを行う。 (3) 分析法 昭 48.2.17 環境庁告示第13号「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」のうち、埋立処分の方法による。	
	脱水汚泥	総理府令第5号「埋立処分基準」による規定物質			
6	騒音		「環境確保条例」による。	(1) 測定場所 監督員の指定する場所 (2) 測定回数 「環境確保条例」による時間区分の中で、各1回以上測定する。 (3) 測定方法は「環境確保条例」による。	
7	振動		「環境確保条例」による。	(1) 測定場所 監督員の指定する場所 (2) 測定回数 「環境確保条例」による時間区分の中で、各1回以上測定する。 (3) 測定方法は「環境確保条例」による。	
8	悪臭		「悪臭防止法」及び「環境確保条例」による。	(1) 測定場所 (10箇所程度) 監督員の指定する場所とする。 (2) 測定回数 同一測定点につき2時間ごとに4回以上とする。 (3) 測定方法は「悪臭防止法」及び「東京都告示第238号」による。	測定は、清掃車搬入終了後、構内道路を散水した状態で行う。
9	燃焼ガス温度	主燃焼室 出口温度	指定ごみ質の範囲内において 850°C以上	測定方法 「6.18.12 計装機器」により主燃焼室出口、ろ過式集じん器入口及び脱硝反応塔入口に設置する温度計による。	測定開始前に、計器の校正を監督員立会いのもとに行う。
		集じん器入口温度	150°C程度		
	触媒反応塔 入口温度	200°C以上			
10	炉体、ボイラーケーシング外表面温度		原則として 80°C未満	測定場所、測定回数は、監督員が指示する。	
11	蒸気タービン 及び発電機			使用前自主検査の終了をもって性能試験に代えるものとする。	
	プラント保安動力発電装置				

12	緊急動作試験		東京電力系統からの受電、蒸気タービン発電機、プラント保安動力発電装置が同時に10分間停止してもプラント設備が安全であること。	定格運転時において、全停電緊急作動試験を行う。ただし、蒸気タービンの緊急作動試験は除く。	
13	脱気器酸素含有量		0.03 mgO / l 以下	測定方法は、JIS B 8224による。	
14	主灰鉄選別能力		回収率 95%以上	測定回数は、3回とする。	
15	灰乾燥機能力		実施設計図書に記載された乾燥能力以上とする。	測定回数は、3回とする。	
16	灰溶融能力		灰溶融炉入口において焼却灰(主灰(熟しやく減量 5%以下)と飛灰の混合灰)について、実施設計図書に記載された灰溶融能力以上とする。	(1) 灰分析法 ① 灰溶融炉入口において、2時間ごとにサンプリングを行う。 ② 分析法は、「環境第 95 号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知」及び日本工業規格等による。 (2) 灰溶融能力試験は、発生する焼却灰(主灰及び飛灰)の処理量について試験する。	
17	灰溶融炉ケーシング外表面温度		原則として 80°C 未満	測定場所、測定回数は監督員が指示する。	
18	スラグ	重金属等の溶出量	「焼却灰溶融スラグの利用促進等に関する方針」(平成 13 年 6 月 27 日付)による。	(1) スラグ分析法 スラグパンクにおいて、2時間ごとにサンプリングを行う。 (2) 試験方法 「土壤の汚染に係る環境基準について」(平成 3 年環境庁告示第 46 号)に定める方法による。	
19		重金属等の含有量	ただし、鉛含有量は 150mg/kg 以下とする。		
20		炉室内温度	43°C 以下	(1) 測定場所 排気口 (2) 測定回数 監督員が指示する。	
21		炉室局部温度	48°C 以下		
22		電気関係諸室内温度	40°C 以下		
23		電気関係諸室内局部温度	44°C 以下		
24	空調設備	機械関係諸室内温度	42°C 以下		
25		機械関係諸室内局部温度	48°C 以下		
26	発電機室		43°C 以下		
27	空調設備	夏季	室内温度 26°C (外気温 33°C D.B 湿度 62%)	測定場所、測定回数は、監督員が指示する。	
28		冬季	室内温度 22°C 湿度 40% (外気温 0°C D.B 湿度 34%)	測定場所、測定回数は、監督員が指示する。	
29	その他				組合が必要と認めるもの。

表 1.4-2 その他の測定の項目と方法

番号	測定項目	評価基準値	測定方法	備考
1	炉室(溶融炉室、前処理室を含む)内及び飛灰処理室内的ダイオキシン類	2.5pg-TEQ/未満	(1) 測定場所 各室において監督員が指定する個所。 (2) 測定回数 監督員が指示する。 (3) 測定方法 平成13年4月厚生労働省通達「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」別紙「空気中のダイオキシン類濃度の測定方法」による。	
2	炉室(溶融炉室、前処理室を含む)内、汚水処理室内及び飛灰処理室内の水銀	5 μg/m³以下	(1) 測定場所 各室において監督員が指定する個所。 (2) 測定回数 各個所1回以上。 (3) 測定方法 昭和51年4月22日労働省告示第46号「作業環境測定基準」による	
3	その他			組合が必要と認めるもの。